

第20号様式記載要領

- 1 この申告書は、仮決算に基づく中間申告、確定した決算に基づく確定申告及びこれらに係る修正申告をする場合に使用します。
- 2 この申告書は、事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）所在地の市町村長に1通を提出してください。
- 3 「※処理事項」の欄は記載しないでください。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄は、単位区分にしたがって記載します。また、記載すべき金額が赤字額（マイナス）となるときは、その金額の直前の単位（けた）に△印を付して記載してください。
- 5 法人番号（13桁）を記載します。
- 6 期末現在の資本金の額又は出資金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 7 期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額について、資本金の額及び資本準備金の額は、法人税の明細書（別表5（1））の「Ⅱ資本金等の額の計算に関する明細書」に記載したところに準じて記載します。
- 8 期末現在の資本金等の額は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。
（1）連結申告法人以外の法人（（3）に掲げる法人を除きます。）は、令和2年旧法（※1）第292条第1項第4号の5イに定める額。
（2）連結申告法人（（3）に掲げる法人を除きます。）は、令和2年旧法第292条第1項第4号の5ニに定める額。
（3）保険業法に規定する相互会社は、令和2年旧政令（※2）第45条の5において準用する令和2年旧政令第6条の25第1号に定める額。
- 9 「法人税法の規定によって計算した法人税額①」の欄は、法人税の申告書別表1の10欄の金額（この欄の上段に使途秘匿金の支出の額の40%相当額が記載されている場合には、当該額を加算した金額）を記載します（連結法人及び連結法人であった法人、並びに市町村内に恒久的施設を有する外国法人は、記載しないでください。）。
なお、（ ）内には、使途秘匿金の支出の額の40%相当額（別表1の10の欄の上段に外書として記載された金額）、税額控除超過額相当額等の加算額（別表1の5の欄の金額）並びに土地譲渡利益金額に対する法人税額（別表1の7の欄の金額）の合計額を記載します。
- 10 「課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑤」の欄は、次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。この欄の金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額を記載します。（1）通算法人、通算法人であった法人、連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、一の市町村にのみ事務所等を有する法人は、①+②-③+④の金額。（2）通算法人、通算法人であった法人、連結法人及び連結法人であった法人以外の法人で、2以上の市町村に事務所等を有する法人は、第22号の2様式の⑤の欄の金額。（3）通算法人及び通算法人であった法人は、第20号様式別表1の⑭の欄の金額。（4）連結法人及び連結法人であった法人は、第20号様式別表1の3の⑦の欄の金額。
- 11 「2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額⑥」の欄は、⑤の欄の金額②の欄の数値で除して得た額（この数値に小数点以下の数値があるときは、小数点以下の数値の内②の欄の数値のけた数に1を加えた数に相当する数の位以下の部分の数値を切り捨てた数値）に②の欄の数値を乗じて得た額を記載します。
- 12 「還付請求税額」の欄は、中間納付額の還付を受けようとする場合においてその中間納付額の還付請求書に代わるものとして記載することができます。この場合において、還付請求税額として記載する額は、⑤の欄又は⑨の欄に△印を付した法人税割額又は均等割額と同額になります。

〔国分寺市の法人市民税率について〕

均等割の税率

資本金等の額 による区分	当市の従業者数 による区分	税率（年税額）
1. 1千万円以下 の法人	50人以下	50,000円
	50人超	120,000円
2. 1千万円超え 1億円以下の法人	50人以下	130,000円
	50人超	150,000円
3. 1億円超え 10億円以下の法人	50人以下	160,000円
	50人超	400,000円
4. 10億円超え 50億円以下の法人	50人以下	410,000円
	50人超	1,750,000円
5. 50億円を超える法人	50人以下	410,000円
	50人超	3,000,000円
6. 上記以外の法人等		50,000円

※1 令和2年旧法：地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）附則第1条第5号に掲げる規定による改正前の法

※2 令和2年旧政令：地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第264号）による改正前の政令

法人税割額の税率

法人等の区分	平成26年10月1日以後に開始 する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始 する事業年度の税率
資本金等の額が1億円未満の法人	9.7%	6.0%
資本金等の額が1億円以上の法人及び 保険業法に規定する相互会社	12.1%	8.4%

※法人税割の税率の基準となる「資本金等の額」は、均等割の税率の基準と同じ「資本金等の額」を適用します。

〔申告等についてのお問い合わせ先〕

〒185-8501 国分寺市泉町二丁目2番18号

国分寺市 総務部 課税課 住民税係

TEL 042(325)0111 内線1805・1806・1807・1808